

ずっともガス温水暖房契約  
(個別約款)

— 越谷・春日部地区 —

2026年10月1日実施

東京瓦斯株式会社

# 目次

1.	対象となるお客さま .....	1
2.	用語の定義 .....	1
3.	適用条件 .....	2
4.	料金 .....	2
5.	単位料金の調整 .....	2
6.	精算 .....	4
7.	その他 .....	4
	付則 .....	5
	別表 .....	6

## 1. 対象となるお客さま

この個別約款は、株式会社エナジー宇宙の供給区域の中で越谷・春日部エリアに位置付けられ、かつ、3の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この個別約款は、当社のガス基本約款（東京ガス導管エリア外版）（以下「ガス基本約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

## 2. 用語の定義

この個別約款およびガス基本約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「単位料金」とは、5に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (2) ガス基本約款に定める「一般ガス導管事業者」は、株式会社エナジー宇宙をいいます。
- (3) ガス基本約款に定める「託送供給約款」は、株式会社エナジー宇宙の託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）をいいます。
- (4) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいい、「住宅」以外の用途を「業務用」とします。
- (5) 「ガス給湯暖房用熱源機」とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、温水暖房機器を接続する機能を有する熱源機をいいます。
- (6) 「温水暖房機器」とは、温水を利用して暖房を行う機器（床暖房、温水ルームヒーター、浴室暖房乾燥機、ファンコンベクターなど）をいいます。

- (7) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している場所をいい、浴室、台所、洗面所を含みます。

### 3. 適用条件

この個別約款は、(1)、(2)を満たすお客さまがこの個別約款の適用を希望される場合に適用いたします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 住宅においてガス給湯暖房用熱源機をお使いの場合で、かつ、当該熱源機から温水配管にて接続される温水暖房機器を居室にてご使用になること。
- (2) 当社が(1)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。

### 4. 料金

当社は別表第2の料金表を適用して、ガス基本約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。なお、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算いたします。

### 5. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用

基準は、別表第 1 (4) のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1 立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.082 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1 立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.082 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トンあたり）

71,510 円

②平均原料価格（トンあたり）

別表第 1 の(4)に定められた各 3 ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり LNG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）

およびトンあたり LPG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\text{平均原料価格} = \text{トンあたり LNG 平均価格} \times 0.9658$$

+トンあたり L P G 平均価格×0.0336

### ③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ．平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ．平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

## 6. 精算

- (1) 当社は、お客さまが3の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、ガス基本約款10(4)の規定にもとづき、当社からの申し出により、ガス需給契約を解約できるものとします。また、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、「ずっともガス契約（個別約款）越谷・春日部地区」約款の規定にもとづき算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。
- (2) 当社は、(1)により、本約款にもとづく契約が解約された場合、原則として、その解約の日の翌日にお客さまから「ずっともガス契約（個別約款）越谷・春日部地区」にもとづく契約の申し込みがあったものとして取り扱います。

## 7. その他

その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。

付則

## 1. 実施の期日

この個別約款は 2026 年 10 月 1 日から実施いたします。

(別表第1)

## 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数の金額を切り捨てたものといたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または5の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

$$= \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

(1円未満の端数切り捨て)

- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算

定期間の料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたし

ます。

⑪料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第2)

料金表

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が50立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	709.21円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	169.03円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

②料金表B

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	1,486.81円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	130.15 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

③料金表 C

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	2,423.31 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------------	-------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	111.42 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。